



○長野県告示第555号

農林水産大臣から、次の森林を保安林予定森林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年10月31日

長野県知事 田中康夫

1(1) 保安林予定森林の所在場所

小県郡東部町大字新張字栗生沢667の1、667の69、大字祢津字大室2713の1から2713の7まで、下伊那郡清内路村1011の9、1011の10、1012の3、1040の5、1040の6、1040の8

(2) 指定の目的

水源のかん養

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 次の森林については、主伐は、択伐による。

清内路村1011の9、1011の10、1012の3、1040の5、1040の6、1040の8

(イ) その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。

(ウ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(エ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種

次のとおりとする。

2(1) 保安林予定森林の所在場所

長野市大字小鍋字岩清水450のイ、451、452、453の1、455、456、字大覆沢1507の3、大字上ヶ屋字堂平1954、2009から2011まで、字池田2016、2031、2034、信更町涌池字瀬旅沖3854の1、3855、3856の1、3859の1、3859の3、更級郡大岡村字鷺子沢丙1805の1、丙1805のイの2、丙1805のハ、丙1806から丙1808まで、上高井郡高山村大字中山字御堂3693（次の図に示す部分に限る。）、3762の2、3763、3764、上水内郡信州新町大字新町字町裏立沖311、312の1、315の1、328、336の1、376、

425、426の1、大字水内字長つる祢6598、6599の1、6600、6601、字向山6684、小川村大字瀬戸川字宮之入4718、4722、4723、4731、4734、4750の1、字本向4591の1、大字稻丘字秋葉山6177の3、6179の1、6179の2、6177の12、6177の21から6177の23まで、6232の2、6232の3、6235の1、6235の2

(2) 指定の目的

土砂の流出の防備

(3) 指定施業要件

ア 立木の伐採の方法

(ア) 主伐は、択伐による。

(イ) 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

(ウ) 間伐に係る森林は、次のとおりとする。

イ 立木の伐採の限度

次のとおりとする。

(「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を長野県林務部森林保全課並びに長野市役所及び関係町村役場に備え置いて縦覧に供する。)

森 林 保 全 課

○長野県告示第556号

農林水産大臣から、次の保安林を解除予定保安林にする旨の通知を受けたから、森林法（昭和26年法律第249号）第30条の規定により告示する。

平成14年10月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 解除に係る保安林の所在場所

飯田市川路4449の1（次の図に示す部分に限る。）、4449の2、4449の8、5843の1・5843の2・5844の1（以上3筆について次の図に示す部分に限る。）、5844の12、5870の5・5870の6（以上2筆について次の図に示す部分に限る。）

2 保安林として指定された目的

土砂の流出の防備

3 解除の理由

道路用地とするため

(「次の図」は、省略し、その図面を長野県林務部森林保全課及び飯田市役所に備え置いて縦覧に供する。)

森林保全課

○長野県告示第557号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第9条の規定により、次のとおり休猟区を設定した。

平成14年10月31日

長野県知事 田中康夫

1 平井休猟区

(1) 区域

佐久市大字前山地籍の国道142号と市道26-199号線との接点を起点とし、同点から同市道を南進し、市道26-1号線との交点に至り、同点から同市道を南進し、中部電力送電線佐久臼田線との交点に至り、同点から同送電線を西進し、市道27-18号線との交点に至り、同点から同市道を北進し、林道新林線との接点に至り、同点から同林道を北進し、市道26-158号線との接点に至り、同点から同市道を北進し、市道28-164号線との接点に至り、同点から同市道を南東進し、市道26-3号線との接点に至り、同点より同市道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約395ヘクタール）

(2) 存続期間

平成14年11月1日から平成17年10月31日まで

2 深沢休猟区

(1) 区域

南佐久郡北相木村の広域基幹林道茂来線と県道上野小海線の接点を起点とし、同点から同県道を西進し、県道上野小海線旧道との接点に至り、同点から同道を北進し、県道上野小海線との接点に至り、同点から同県道を西進し、県道上野小海線旧道との接点に至り、同点から同道を西進し、県道上野小海線との接点に至り、同点から同県道を西進し、林道栗沢線との接点に至り、同点から同林道を北進し、栗沢

との接点に至り、同点から同沢を北進し、北相木村と小海町の町村界との接点に至り、同点から同町村界を北東進し、広域基幹林道茂来線との交点に至り、同点から同林道を西進して起点に至る線で囲まれた一円の地域（面積約475ヘクタール）

(2) 存続期間

平成14年11月1日から平成16年10月31日まで

3 白樺高原休猟区

(1) 区域

北佐久郡立科町雨境上地籍の町道長門牧場線と望月町との町界との接点を起点とし、同点から同町界を南進し、同町界と林道夢の平線の延長作業道との接点に至り、同点から同作業道を西進し、林道夢の平線との接点に至り、同点から同林道を西進し、白樺高原スキー場の管理道路との接点に至り、同点から同管理道路を南進し、蓼科山登山道との接点に至り、同点から同登山道を南進し、林道夢の平線との接点に至り、同点から同林道を東進し、北佐久郡望月町との町界に至り、同点から同町界を南進し、国有林界との接点に至り、同点から同国有林界を西進し、主要地方道諏訪白樺湖小諸線との交点に至り、同点から同主要地方道を南進し、県道茅野八子ヶ峰線との接点に至り、同点から同県道を南進し、茅野市との市町界との交点に至り、同点から同市町界を西進し、同市町界と町道大門峠三本松線との接点に至り、同点から同町道を東進し、同点と主要地方道諏訪白樺湖小諸線との接点に至り、同点から同主要地方道を東進し、薬研沢との交点に至り、同点から同沢を西進し、長門町との町界との接点に至り、同点から同町界を北進し、町道長門牧場線との接点に至り、同点から同町道を東進して起点に至る線で囲まれた一円の区域（面積1,520ヘクタール）

(2) 存続期間

平成14年11月1日から平成17年10月31日まで

4 中田切山休猟区

(1) 区域

駒ヶ根市赤穂地籍の簫ノ笛山三角点（標高1,761メートル）を起点とし、同点から通称南西山北稜線を東進し、今桜沢との接点に至り、同点から同沢を東進し、駒ヶ根市道山手線との接点に至り、同点から同市道を南進し、林道中田切線との接点に至り、同点から同林道を南西進し、樋ヶ沢との接点に至り、同点から同沢を南進し、中田切川との接点に至り、同点から同川を東進し、駒ヶ根市と上伊那郡飯島町の境界との接点に至り、同点から同境界を南西進し、中田切川との接点に至り、同点から同川を北進し、荒井沢との接点に至り、同点から同沢を北西進し、国有林南信森林管理署駒ヶ根森林管理センター管内第263林班と第271林班の林班界との接点に至り、同点から同林班界を北進し、通称南西山北稜線との接点に至り、同点から同稜線を東進して起点に至る線で囲まれた一円の区域（面積約724ヘクタール）

(2) 存続期間

平成14年11月1日から平成17年10月31日まで

5 桑沢山休獵区**(1) 区域**

上伊那郡箕輪町中箕輪富田地籍の県道与地辰野線と北の沢川との接点を起点とし、同点から同川を北西進し、桑沢山に通じる尾根との接点に至り、同点から同尾根を北東進し、上伊那郡辰野町と上伊那郡箕輪町の境界との接点に至り、同点から同境界を東進し、県道与地辰野線との交点に至り、同点から同県道を南西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約362ヘクタール）

(2) 存続期間

平成14年11月1日から平成17年10月31日まで

6 濃ヶ池休獵区**(1) 区域**

木曽郡日義村濃ヶ池地籍のノウガイケ沢と木曾福島町と日義村の町村界（細尾川）との接点を起点とし、同点から同沢を東進し、木曾森林管理署管内宮ノ越国有林第637林班と第638林班の林班界との接点に至り、同点から同林班界を北東進し、同林班界と第639林班の林班界の接点に至り、同点から第638林班と第639林班の林班界を南東進し、同林班界と第641林班の林班界の接点に至り、同点から第639林班と第641林班の林班界を北東進し、同林班界と第640林班の林班界の接点に至り、同点から第640林班と第641林班の林班界を南東進し、同林班界と日義村と樅川村の村界との接点に至り、同点から同村界を南東進し、同村界と伊那市の境界との接点に至り、同点から伊那市と日義村の市村界を南進し、同市村界と木曾福島町の境界との接点に至り、同点から木曾福島町と日義村の町村界を北西進し、細尾川に至り、同点から同町村界（細尾川）を更に北西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約905ヘクタール）

(2) 存続期間

平成14年11月1日から平成17年10月31日まで

7 宗賀東山休獵区**(1) 区域**

塩尻市宗賀日出塩地籍の国道19号線と県道岡谷奈良井線との接点を起点とし、同点から同国道を北東進し、釜の沢との接点に至り、同点から同沢を南東進し、野田沢と大久保沢との交点に至り、同点から駒沢三角点に至る尾根を南東進し、駒沢三角点（標高1,298メートル）に至り、同点から塩尻市と上伊那郡辰野町の境界を南西進し、塩尻市と辰野町と木曽郡樅川村の境界との接点に至り、同点から塩尻市と樅川村の境界を北西進し、国道19号線との接点（境橋）に至り、同点から同国道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約644ヘクタール）

(2) 存続期間

平成14年11月1日から平成17年10月31日まで

8 舟ヶ沢休獵区

(1) 区域

東筑摩郡朝日村御道開渡地籍の村道入三幹線1号線と村道入三幹線11号線との接点を起点とし、同点から村道入三幹線1号線を南西進し、同村道と県道御馬越塩尻停車場線との接点に至り、同点から同県道を南西進し、同県道と通称滝の沢との交点に至り、同点から同沢を西進し、同沢と御馬越地籍の森林と耕地の境界線との接点に至り、同点から通称滝の沢東尾根を北西進し、あさひプライムスキー場の尾根に至り、同尾根を西進して同スキー場頂上の通称丸山に至り、同点から三区共有林と私有林との境界の尾根を南西進し、野俣沢三角点（標高1,487メートル）に至り、同点から三区共有林と私有林との境界の尾根を南進し、同尾根と林道鉢盛山線との交点に至り、同点から同林道を南西進し、同林道と朝日村と木曽郡木祖村の村界との交点に至り、同点から同村界を北西進し、鉢盛山三角点（標高2,446メートル）に至り、同点から朝日村と波田町の町村界を北東進し、同町村界と山形村の境界との接点に至り、同点から朝日村と山形村の村界を東進し、更に南東進し、同村界と山形村有林と私有林の境界線との接点に至り、同点から同境界線の尾根を南進し、同境界線と山形村有林と三区共有林と私有林との境界線との接点に至り、同点から三区共有林と私有林の境界の尾根を南進し、更に朝日村御道開渡地籍の舟ヶ沢養魚場に通じる同尾根を南東進して起点に至る線に囲まれた一円の地域（面積約1,961ヘクタール）

(2) 存続期間

平成14年11月1日から平成17年10月31日まで

9 八坂南休獵区

(1) 区域

北安曇郡八坂村小菅地籍の金熊川に架設された県道舟場矢下線の小菅橋を起点とし、同県道を南進し、村道大塚野平線との接点に至り、同点から同村道を南進し、村道北條作の平線との接点に至り、同点から同村道を南進し、村道矢下野平線との接点に至り、同点から同村道を東進し、国道19号線との接点に至り、同点から同国道を南進し、八坂村と東筑摩郡生坂村との境界線の交点に至り、同点から同境界線を北西進し、金熊川を経て北安曇郡池田町との境界線の接点に至り、同点から同境界線を西進し、大町市との境界の接点に至り、同点から同境界線を北進し、主要地方道大町麻績インター戸倉線との交点に至り、同点から同主要地方道を北東進し、県道舟場矢下線との交点に至り、同点から同県道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約970ヘクタール）

(2) 存続期間

平成14年11月1日から平成17年10月31日まで

10 横川休猟区

(1) 区域

北安曇郡小谷村中土地籍の中信森林管理署管内国有林第603林班と第607林班の境界線と目黒沢との接点(ワセ峠)を起点とし、同点から同沢を南西進し、横川との合流点に至り、同点から同川を西進し、姫川との合流点に至り、同点を西進し、長野県と新潟県の境界との接点に至り、同点から同境界線を北進し、姫川渓谷を経て県有林との境界に至り、同点から同境界線を東進し、長野県と新潟県の境界との接点に至り、同点から同境界線を東進し、雨飾山(標高1,963メートル)に至り、同点から中信森林管理署管内国有林第603林班と第607林班の境界線を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域(面積約1,962ヘクタール)

(2) 存続期間

平成14年11月1日から平成17年10月31日まで

11 赤田休猟区

(1) 区域

長野市信更氷ノ田地籍の県道篠ノ井信州新線と市道原市場赤田線との接点を起点とし、同点から同県道を北上し、市道桜井原市場線を経て県道安庭篠ノ井線との接点に至り、同点から同県道を東進し、市道山布施桜井線との接点に至り、同点から同市道を北東進し、県道村山篠ノ井停車場線との接点に至り、同点から同県道を南東進し、県道安庭篠ノ井線との接点に至り、同点から同県道を南西進し、市道有旅犬石線を経て市道柳沢赤田線との接点に至り、同点から同市道を西進して起点に至る線で囲まれた一円の区域(面積約660ヘクタール)

(2) 存続期間

平成14年11月1日から平成17年10月31日まで

12 日下野地区休猟区

(1) 区域

上水内郡中条村大字御山里地籍の林道岩井堂峠線と県道小川長野線との交点を起点とし、同点から同林道を北進し、戸隠村との村界に至り、同点から村界を東進し、同村界と長野市の境界との接点に至り、同点から同市村界を南進し、村道臥雲松峯線との交点に至り、同点から同村道を西進し、村道城下梅木新井線との接点に至り、同点から同村道を西進し、県道小川長野線との接点に至り、同点から同県道を西進し、県道古屋敷境の沢線との接点に至り、同点から県道小川長野線を西進して起点に至る線に囲まれた一円の地域(面積約300ヘクタール)

(2) 存続期間

平成14年11月1日から平成17年10月31日まで

13 豊田南部休猟区

(1) 区域

下水内郡豊田村大字穴田地籍の県道南永江替佐停車場線と村道毛野川線の接点を起点とし、同点から同県道を南東進し、国道117号線との交点に至り、同点から同国道を南進し、上水内郡豊野町との境界線に至り、同境界線を西進し、上水内郡三水村との境界の接点に至り、同点から三水村との村界を北進し、村道毛野川線との交点に至り、同点から同村道を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約750ヘクタール）

(2) 存続期間

平成14年11月1日から平成17年10月31日まで

森林保全課

○長野県告示第558号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第10条の規定により、次のとおり銃猟禁止区域を設定した。

平成14年10月31日

長野県知事 田中康夫

1 山田池銃猟禁止区域**(1) 区域**

松本市島内山田地籍山田池水面一円（面積約1ヘクタール）

(2) 存続期間

平成14年11月1日から平成24年10月31日まで

2 大塩銃猟禁止区域**(1) 区域**

北安曇郡美麻村大塩地籍の県道川口・大町線と村道タノキ立野線との交点を起点とし、同点から同村道を北進し、村道小沢タノキ線との交点に至り、同点から村道小沢タノキ線を北進し、林道立野線との接点に至り、同林道を西進し、民有林第91林班へ小班とほ小班との境界線に至り、同境界線を西進し、第91林班い小班との交点に至り、同点から第91林班い小班とほ小班との境界線を北進し、第90林班との交点に至り、同点から第91林班と第90林班との境界線を西進し、県道小島・信濃・木崎停車場線に至り、同点から金熊川を渡って第10林班と農地との境界を西進し、第

9林班との境界線に至り、同点から第9林班と農地との境界を南進し、第7林班との交点（村道新田南村線）に至り、同点から村道新田南村線を南進し、県道小島・信濃・木崎停車場線に至り、同県道を南進し、第7林班、第6林班と農地の境界線を南進し、第5林班との交点に至り、同点から第5林班と農地との境界線を北進し、第3林班との交点に至り、第3林班と農地との境界線を北進し、村道中ノ貝線に至り、同村道を東進し、第2林班との境界線に至り、同境界線を南進し、第2林班との交点に至り、同点から第2林班は小班とに小班の境界線を北東進し、県道川口・大町線に至り、同県道を東進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約119ヘクタール）

(2) 存続期間

平成14年11月1日から平成24年10月31日まで

森林保全課

○長野県告示第559号

平成10年長野県告示第544号により設定した小海銃猟禁止区域、平成4年長野県告示第717号により設定した河原山銃猟禁止区域及び平成4年長野県告示第718号により設定した十の原銃猟禁止区域について、次のとおり区域を変更した。

平成14年10月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 小海銃猟禁止区域

(1) 区域

南佐久郡小海町大字豊里地籍の町道土村・八那池線と千曲川との交点（箕輪橋）を起点とし、同点から同川左岸を北進し、相木川との接点に至り、同点から同川右岸を南東進し、町道大洲・除ヶ線との接点に至り、同点から同町道を北進し、町道鎌掛・土村線との接点に至り、同点から同町道を東進し、小海トンネル東側入口との接点に至り、同点から小海トンネル上の山林を西進し、町道鎌掛・土村線との接点（小海トンネル西側入口）に至り、同点から同町道を西進し、町道土村・八那池線との交点に至り、同点から同町道を南進し、町道新田・小海原線との接点に至り、同点から同町道を東進し、町道芦田・小海原線との交点に至り、同点から同町道を

西進し、町道土村・八那池線との接点に至り、同点から同町道を南進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約131ヘクタール）

(2) 存続期間

平成14年11月1日から平成24年10月31日まで

2 河原山銃猟禁止区域

(1) 区域

小県郡東部町所在の国道18号線と町道田中54号線（通称中村道）との接点を起点とし、同点から同町道を北東進し、同町道と町道県東中線との交点に至り、同点から同町道県東中線を南東進し、同町道と県道丸子東部インター線との接点に至り、同点から同県道を北東進し、同県道と県道小諸上田線（浅間サンライン）との接点に至り、同点から同県道丸子東部インター線を北西進し、更に北東進し、同県道と県道真田東部線との接点に至り、同点から同県道真田東部線を北西進し、同県道と町道祢津保育園菅平有料道路線との接点に至り、同点から同町道を北東進し、同町道と町道原口栗林線との接点に至り、同点から同町道原口栗林線を南東進し、同町道と町道東町横堰線との接点に至り、同点から同町道東町横堰線を北東進し、同町道と所沢ダムの堰堤との接点に至り、同点から同堰堤を南東進し、同堰堤と町道祢津366号線との接点に至り、同点から同町道を南西進し、同町道と町道祢津223号線との接点に至り、同点から同町道祢津223号線を南西進し、更に北進し、同町道と所沢川との接点に至り、同点から同川を南西進し、同川と塩沢橋との接点に至り、同点から同川を南西進し、同川と所沢橋との接点に至り、同点から同川を南西進し、同川と町道常田新張線との接点に至り、同点から同町道を西進し、更に南西進し、同町道と国道18号線との接点に至り、同点から同国道を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約138ヘクタール）

(2) 存続期間

平成14年11月1日から平成24年10月31日まで

3 十の原銃猟禁止区域

(1) 区域

小県郡真田町大字長地籍の菅平ダム堰堤と国道406号線との交点を起点とし、同点から同県道を北西進し、同県道と林道大洞線との接点に至り、同点から同県道を北西進し、同県道と町道原野地線との接点に至り、同点から同町道を北進し、更に南進し、同町道と町道原野地2号線との接点に至り、同点から同町道原野地2号線を北西進し、同町道と町道原野地線3号線との接点に至り、同点から同町道原野地3号線を北東進し、同町道と町道原野地線との接点に至り、同点から同町道原野地線を北東進し、同町道と県道菅平高原線との接点に至り、同点から同県道を南東進し、更に北東進し、同県道と中之沢橋と中之沢との交点に至り、同点から同沢を南西進し、同沢と国道406号線との交点に至り、同点から同国道を北西進して起点に

至る線に囲まれた一円の区域（面積約403ヘクタール）

(2) 存続期間

平成14年11月1日から平成24年10月31日まで

森林保全課

○長野県告示第560号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第10条の規定により、次の銃猟禁止区域の存続期間を更新した。

平成14年10月31日

長野県知事 田中康夫

告示年月日	告示番号	銃猟禁止区域の名称	存 続 期 間
平成4年10月29日	第718号	糠塚山銃猟禁止区域	平成14年11月1日から 24年10月31日まで
平成4年10月29日	第719号	横山銃猟禁止区域	
平成4年10月29日	第716号	美し松銃猟禁止区域	
平成4年10月29日	第716号	白樺りんどう銃猟禁止区域	
平成4年10月29日	第718号	菅平銃猟禁止区域	
平成4年10月29日	第718号	稻核・水殿・奈川渡湖銃猟禁止区域	
平成4年10月29日	第716号	中倉山銃猟禁止区域	

森林保全課

○長野県告示第561号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律施行令（昭和28年政令第254号）第1条第2項の規定により、次の鳥獣保護区の存続期間を更新した。

平成14年10月31日

長野県知事 田中康夫

告示年月日	告示番号	鳥獣保護区の名称	存続期間
平成4年10月29日	第715号	大曲鳥獣保護区	平成14年11月1日から 24年10月31日まで
平成4年10月29日	第715号	上滝平鳥獣保護区	
平成4年10月29日	第715号	南牧鳥獣保護区	
平成4年10月29日	第715号	立原鳥獣保護区	
平成4年10月29日	第715号	鷺場山鳥獣保護区	
平成4年10月29日	第715号	長野大学野鳥愛護林鳥獣保護区	
平成4年10月29日	第715号	美ヶ原東鳥獣保護区	
平成4年10月29日	第715号	車山白樺湖鳥獣保護区	
平成4年10月29日	第715号	釜無鳥獣保護区	
平成4年10月29日	第715号	広原鳥獣保護区	
平成4年10月29日	第715号	沢城湖鳥獣保護区	
平成4年10月29日	第715号	大平県民の森鳥獣保護区	
平成4年10月29日	第715号	小木曽鳥獣保護区	
平成4年10月29日	第715号	のぞきど鳥獣保護区	
平成4年10月29日	第715号	賤母鳥獣保護区	
平成4年10月29日	第715号	東山鳥獣保護区	
平成4年10月29日	第715号	みどり湖鳥獣保護区	
平成4年10月29日	第715号	広丘鳥獣保護区	

平成4年10月29日	第712号	五常鳥獣保護区	
平成4年10月29日	第715号	芝山鳥獣保護区	

森林保全課

○長野県告示第562号

鳥獣保護及狩猟ニ関スル法律（大正7年法律第32号）第8条ノ8第3項の規定により、次のとおり鳥獣保護区の区域内に特別保護地区を設定した。

平成14年10月31日

長野県知事 田中康夫

1 三峰川上流鳥獣保護区特別保護地区

(1) 区域

三峰川上流鳥獣保護区の内、上伊那郡長谷村所在の南信森林管理署浦国有林中第2林班から第4林班までの各林班、同第56林班から第59林班までの各林班、同第65林班及び第66林班、同第70林班から第73林班までの各林班、同第89林班から第94林班までの各林班、同第101林班から第104林班までの各林班、同第108林班から第120林班までの各林班の区域一円（面積約4,914ヘクタール）

(2) 存続期間

平成14年11月1日から平成24年10月31日まで

2 のぞきど鳥獣保護区特別保護地区

(1) 区域

のぞきど鳥獣保護区の内、全ての区域一円（面積約178ヘクタール）

(2) 存続期間

平成14年11月1日から平成24年10月31日まで

3 風吹岳鳥獣保護区特別保護地区

(1) 区域

風吹岳鳥獣保護区の内、北安曇郡小谷村所在の中信森林管理署風吹国有林中第630林班そ小班及びむ小班並びに同浦川国有林中第636林班ほ小班、ち小班及びぬ小班までの各林小班の区域一円（面積約116ヘクタール）

(2) 存続期間

平成14年11月1日から平成24年10月31日まで

森林保全課

○長野県告示第563号

平成4年長野県告示第713号により設定した三峰川上流鳥獣保護区、風吹岳鳥獣保護区及び平成4年長野県告示第844号により設定した小渋ダム周辺鳥獣保護区について、次のとおり区域を変更した。

平成14年10月31日

長野県知事 田中康夫

1 三峰川上流鳥獣保護区

(1) 区域

上伊那郡長谷村浦地籍の菰立沢と三峰川の合流点を起点とし、同点から北側の尾根を北東進し、林道三峰川線との交点に至り、同点から同林道を東進し、林道田城原線との接点に至り、同点から同林道を南西進し、同林道と民有林第153林班と第154林班の境界線の接点に至り、同点から同境界線を北東進し、同境界線と第153林班と第155林班との境界線との接点に至り、同点から第153林班と第155林班との境界線を北東進し、さらに北進し、同境界線と第152林班と第156林班との境界線との接点に至り、同点から第152林班と第156林班との境界線を北東進し、同境界線と第151林班と第157林班との境界線との接点に至り、同点から第151林班と第157林班との境界線を北東進し、同境界線と第150林班と第157林班との境界線との接点に至り、同点から第150林班と第157林班との境界線を北東進し、同境界線と第149林班と第157林班との境界線との接点に至り、同点から第149林班と第157林班との境界線を南東進し、同境界線と第149林班と第158林班との境界線との接点に至り、同点から第149林班と第158林班との境界線を北東進し、同境界線と南信森林管理署浦国有林第2林班との境界線との接点に至り、同点から民有林第149林班と国有林第2林班との境界線を北西進し、同境界線と第148林班と第149林班との境界線との接点に至り、同点から2,087メートル標高点に通じる尾根を北東進し、同尾根と仙丈ヶ岳へ通じる登山道との接点に至り、同点から同登山道を南西進し、仙丈ヶ岳頂上に至り、同点から長野県と山梨県の県界を南進し、同県界と静岡県の境界との接点に至り、

同点から長野県と静岡県の県界を南進し、同県界と下伊那郡大鹿村の村界との接点に至り、同点から長谷村と大鹿村の村界を北西進し、同村界と国有林第30林班と第31林班との境界線との接点に至り、同点から同境界線を北西進し、第30林班と同第125林班との境界線との接点に至り、同点から第30林班と第125林班との境界線を西進し、同境界線と菰立沢との接点に至り、菰立沢を北進して起点に至る線に囲まれた一円の地域（面積約13,317ヘクタール）

(2) 存続期間

平成14年11月1日から平成24年10月31日まで

2 風吹岳鳥獣保護区

(1) 区域

北安曇郡小谷村中小谷地籍の長野県有林第211林班と県有林第205林班との交点を起点とし、同点より県有林第205林班と県有林第208林班との境界線（林道北野線）を北西進し、同境界線と県有林第207林班との接点に至り、同点より県有林第207林班と県有林第208林班との境界線を西進し、国有林との接点に至り、同点より国有林と民有林との境界線を北進し、紙すき山牧場を経てさらに同境界線を西進し、新潟県の境界線との接点に至り、同点から同境界線を南西進し、フスブリ山（標高1,944メートル）に至り、同点から上越森林管理署国有林第100林班と中信森林管理署浦川国有林第635林班との境界線を南西進し、天狗原に至り、同点から国有林と民有林の境界線を西進し、新潟県の境界線との接点に至り、同境界線を南西進し、白馬村との境界線に至り、同点から小谷村と白馬村の境界線を東進し、国有林と民有林との接点に至り、同点より国有林と民有林との境界線を北進し、民有林第11林班との接点に至り、同点より民有林第9林班と第11林班との境界線を北進し、民有林第10林班との接点に至り、同点より民有林第10林班と第9林班の境界線を北進し、民有林第8林班との接点に至り、同点から民有林第10林班と第8林班との境界線を北進し、民有林第17林班との接点に至り、同点より民有林第17林班と第16林班との境界線を北東進し、国有林との境界線に至り、同点より赤倉山を経て県有林第210林班と第211林班との接点に至り、同点から県有林第211林班と民有林第34林班との境界線を北東進して起点に至る線に囲まれた一円の地域（面積約2,705ヘクタール）

(2) 存続期間

平成14年11月1日から平成24年10月31日まで

3 小渋ダム周辺鳥獣保護区

(1) 区域

下伊那郡松川町生田地籍の小渋川と淵の入沢の合流点を起点とし、同川と淵の入沢の合流点に至り、同点から同沢を北進し、同沢と村道西柳沢線との交点に至り、同点から同村道を東進し、同村道と村道大草桑原線との交点に至り、同点から同村道を東進し、同村道と村道銭峰線との交点に至り、同点から村道桑原中央線に通じ

る尾根を北東進し、同村道に至り、同点から同村道を北東進し、同村道と県道西伊那線との交点に至り、同点から同県道を北進し、同県道と村道小河内線との交点に至り、同点から同村道を南東進し、林道小河内線、四德国有林治山運搬路を経て四德国有林第304林班と第305林班との接点に至り、同点から同林班界を東進し、上伊那郡中川村と下伊那郡大鹿村との境界線に至り、同点から同境界線を北進し、1,618メートル標高点に至り、同点から高森山三角点（標高1,540メートル）へ通じる尾根を南進し、同三角点、大萱山三角点（標高1,478メートル）、1,397メートル標高点を経て県道松川大鹿線を横切り中部電力沈砂池の橋に至り、同橋から小渋川を西進し、同川と白沢との合流点に至り、同点から白沢を南西進し、同沢と大鹿村と松川町の町村界との接点に至り、同点から同町村界を北西進し、菖蒲沢との接点に至り、菖蒲沢を北東進し、小渋川との合流点に至り、同点から小渋川左岸を西進して起点に至る線に囲まれた一円の区域（面積約2,926ヘクタール）

(2) 存続期間

平成14年11月1日から平成24年10月31日まで

森林保全課

○長野県告示第564号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定により、次のとおり道路の供用を開始する。

その関係図面は、告示の日から平成14年11月15日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県更埴建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年10月31日

長野県知事 田 中 康 夫

1 (1) 路 線 名 大町麻績インター戸倉線

(2) 供用を開始する区間

埴科郡戸倉町大字若宮字大日向3131番の147地先から

埴科郡戸倉町大字戸倉字鎮守1999番の5地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年11月1日

2(1) 路線名 長野上田線

(2) 供用を開始する区間

埴科郡戸倉町大字若宮字伊勢宮河原2070番の1地先から

埴科郡戸倉町大字若宮字大日向3131番の116地先まで

(3) 供用を開始する期日 平成14年11月1日

道路維持課

○長野県告示第565号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定により、次のとおり道路の区域を変更する。

その関係図面は、告示の日から平成14年11月15日まで、長野県土木部道路維持課及び長野県更埴建設事務所において、一般の縦覧に供する。

平成14年10月31日

長野県知事 田中康夫

1(1) 道路の種類 県道

(2) 路線名 大町麻績インター戸倉線

(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
埴科郡戸倉町大字若宮字大日向3131番の147地先から	旧	8.4~52.0	0.7900
埴科郡戸倉町大字戸倉字鎮守1999番の5地先まで		8.4~52.0	0.8086
同 上	新	8.4~54.0	0.7900
		8.4~54.0	0.8086

- (1) 道路の種類 県道
(2) 路線名 長野上田線
(3) 道路の区域

区間	新旧別	敷地の幅員	延長
埴科郡戸倉町大字若宮字伊勢宮河原 2070番の1地先から 埴科郡戸倉町大字若宮字大日向3131番の116地先まで	旧	m 8.0~31.6	km 0.3860
同 上	新	14.0~54.0	0.3860

道路維持課

○長野県公安委員会告示第7号
運転免許取得者教育の認定に関する規則(平成12年国家公安委員会規則第4号)第7条第1項の規定により、
認定を受けた者から次のとおり名称及び代表者の氏名の変更の届出があった。

平成14年10月31日

長野県公安委員会委員長 牧 内 正 夫

認定を受けた者			教育に使用する施設			変更事項		変更新月日
名 称	住 所	代表者氏名	名 称	所 在 地	新 旧			
株式会社飯田自動車学校	飯田市鼎切石5092番地 6	蜂 谷 伸	飯田自動車学校	飯田市鼎切石5092番地 6	株式会社飯田自動車学校	財团法人飯田自動車学校	蜂 谷 伸 中 島 咎 人	平成14年10月1日

免 許 課

○長野県公安委員会告示第8号
指定講習機関に関する規則(平成2年国家公安委員会規則第1号)第4条第1項の規定により、指定を受けた者から次のとおり名称及び代表者の氏名の変更の届出があった。

平成14年10月31日

長野県公安委員会委員長 牧 内 正 夫

指 定 を 受 け け た 者			特 定 講 習 を 行 う 事 務 所		変 更 事 項		変更年月日
名 称	住 所	代表者氏名	名 称	所 在 地	新	旧	
株式会社飯田自動車学校	飯田市鼎切石5092番地 6	蜂 谷 伸	飯田自動車学校	飯田市鼎切石5092番地 6	株式会社飯田自動車学校	財団法人飯田自動車学校	平成14年10月 1 日

免	許	課
---	---	---